

議案第1号

令和元年度船橋市一般会計補正予算

令和元年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,653,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,526,743千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		39,047,227	608,602	39,655,829
	10 国庫負担金	29,778,423	23,500	29,801,923
	15 国庫補助金	9,142,014	585,102	9,727,116
65 県支出金		11,110,489	19,099	11,129,588
	10 県負担金	7,346,812	11,750	7,358,562
	15 県補助金	2,346,347	7,349	2,353,696
75 寄附金		672,300	212,951	885,251
	10 寄附金	672,300	212,951	885,251
80 繰入金		4,767,900	442,411	5,210,311
	10 基金繰入金	4,767,600	442,411	5,210,011
90 諸収入		8,673,000	164	8,673,164
	35 雑入	4,763,380	164	4,763,544
95 市債		21,017,500	1,369,800	22,387,300
	10 市債	21,017,500	1,369,800	22,387,300
歳 入 合 計		213,873,716	2,653,027	216,526,743

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 議会費		993,300	△15,000	978,300
	10 議会費	993,300	△15,000	978,300
15 総務費		15,173,664	370,561	15,544,225
	10 総務管理費	11,499,354	385,561	11,884,915
	15 徴稅費	1,687,380	△10,000	1,677,380
	20 戸籍住民基本台帳 費	1,155,510	12,000	1,167,510
	25 選挙費	611,670	△1,000	610,670
	30 統計調査費	87,980	△14,000	73,980
	35 監査委員費	131,770	△2,000	129,770
20 民生費		94,613,964	97,374	94,711,338
	10 社会福祉費	33,702,563	114,374	33,816,937
	15 児童福祉費	43,705,481	△32,000	43,673,481
	20 生活保護費	17,184,850	15,000	17,199,850
25 衛生費		29,376,400	191,378	29,567,778
	10 保健衛生費	10,169,250	142,378	10,311,628
	15 清掃費	19,207,150	49,000	19,256,150
35 農林水産業費		534,700	△6,000	528,700
	10 農業費	456,310	△6,000	450,310
40 商工費		4,125,100	88,905	4,214,005
	10 商工費	4,125,100	88,905	4,214,005
45 土木費		20,652,155	△41,902	20,610,253
	10 土木管理費	840,200	△13,000	827,200
	15 道路橋りょう費	4,486,415	△16,000	4,470,415
	20 河川費	1,450,170	△21,000	1,429,170
	30 都市計画費	13,006,610	15,098	13,021,708
	35 住宅費	812,420	△7,000	805,420
50 消防費		6,367,700	△28,000	6,339,700
	10 消防費	6,367,700	△28,000	6,339,700
55 教育費		25,878,133	1,995,711	27,873,844
	10 教育総務費	5,309,130	4,000	5,313,130
	15 小学校費	4,680,157	1,128,717	5,808,874
	20 中学校費	1,914,016	886,994	2,801,010
	25 高等学校費	1,329,940	△15,000	1,314,940
	35 社会教育費	4,540,340	△5,000	4,535,340
	40 保健体育費	7,372,210	△4,000	7,368,210
歳 出 合 計		213,873,716	2,653,027	216,526,743

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
55 教育費	15 小学校費	体育館整備事業	42,758
		設備機器改修事業	343,182
	20 中学校費	体育館整備事業	257,554
		設備機器改修事業	90,284

(変 更)

(単位:千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	総額	事業名	総額
55 教育費	15 小学校費	校舎整備事業	1,038,088	校舎整備事業	1,788,865
	20 中学校費	校舎整備事業	190,110	校舎整備事業	720,266

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
生涯学習施設予約管理システム改修業務委託料	令和元年度～令和2年度	3,891千円
情報システム関連更新賃借料	令和元年度～令和6年度	151,354千円
東老人福祉センター指定管理料	令和元年度～令和6年度	309,000千円
中央老人福祉センター指定管理料	令和元年度～令和6年度	255,000千円
北老人福祉センター指定管理料	令和元年度～令和6年度	292,500千円
西老人福祉センター指定管理料	令和元年度～令和6年度	274,500千円
南老人福祉センター指定管理料	令和元年度～令和6年度	216,500千円
南部清掃工場整備費	令和元年度～令和2年度	396,000千円
道路維持補修費	令和元年度～令和2年度	190,000千円
新船橋橋架替費	令和元年度～令和2年度	150,000千円

(変 更)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
西船歩道橋橋脚耐震補強工事委託料	358,918千円	436,559千円

第4表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
小学校建設事業	1,520,400	773,900	2,294,300
中学校建設事業	213,500	595,900	809,400

(単位:千円)

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	21,017,500	1,369,800	22,387,300

議案第2号

令和元年度船橋市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度船橋市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
取 入			
第1款 病院事業収益	17,697,000千円	660,000千円	18,357,000千円
第1項 医業収益	16,249,300千円	660,000千円	16,909,300千円
支 出			
第1款 病院事業費用	17,697,000千円	660,000千円	18,357,000千円
第1項 医業費用	17,335,500千円	660,000千円	17,995,500千円

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第3号

令和元年度船橋市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度船橋市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。なお、平成31年度船橋市の下水道事業会計予算を令和元年度船橋市の下水道事業会計予算に読み替えている。

(債務負担行為の補正)

第2条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のように追加する。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
徴収一元化に 伴う負担金	令和元年度～令和6年度	524,232

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第4号

船橋市証紙条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市証紙条例を廃止する条例

船橋市証紙条例（昭和39年船橋市条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年4月1日前に売りさばかれた証紙の返還及び現金の還付については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例による。

理 由

証紙による収入の方法を廃止するため、船橋市証紙条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表その1の1の項中「特例給付の支給に関する情報」の次に「(以下「児童手当関係情報」という。)」を加える。

別表その2の14の項の次に次のように加える。

14の2 市長	母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは障害児通所支援若しくは保育所における保育の実施若しくは措置に関する情報、予防接種法による予防接種の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報、外国人生活保護関係情報、母子家庭、父子家庭等
------------	--	---

	医療費の助成に関する情報、子ども医療費の助成に関する情報又は小児指定疾病医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
--	--

別表その2の18の項中「(平成24年法律第65号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

船橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第4条—第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用するものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすこと。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合で

あっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

(基本方針)

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。
- 3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

- 2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、市に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること

もに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員及び入居者に周知しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

- 2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。
- 3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。
- (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下
 - (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下
- 4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。
- (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
 - (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居室 次に掲げる要件に該当すること。

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上

必要と認められる場合は、この限りでない。

- イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メートル以上とすること。
 - エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
 - オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。
 - カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
- (2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (3) 洗面所 入居定員に適したものとを設けること。
- (4) 便所 入居定員に適したものとを設けること。
- (5) 浴室 次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 入居定員に適したものを設けること。
 - イ 浴槽を設けること。
- (6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当事数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

- 2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。
- (入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項を定めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認する

とともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要な事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要な事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法
- 8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者的心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料

- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- (2) 居室使用料 次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
 - イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が1つの住居であること

に鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならぬ。

- 3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、職員の待遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の收支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、收支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する收支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市に届け出ること。

(11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

(12) 金銭等の管理の状況について、市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項

の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

船橋市市民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市市民センター条例の一部を改正する条例

船橋市市民センター条例(平成10年船橋市条例第1号)の一部を次のように改正する。
別表第1その1を次のように改める。

その1 ホール等

区分	単位使用時間ごとの金額
多目的ホール	5,530円
会議室	830円
会議室(視聴覚室1)	910円
会議室(視聴覚室2)	620円
会議室(音楽室)	1,200円
第一和室	940円
第二和室	940円
調理室	1,140円

別表第1その2中「220円」を「230円」に、「3,300円」を「3,280円」に改め、別表第1備考1を次のように改める。

1 この表において「単位使用時間」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 午前の部 午前9時から午前12時まで
- (2) 昼の部 午後零時から午後3時まで
- (3) 午後の部 午後3時から午後6時まで
- (4) 夜の部 午後6時から午後9時まで

別表第1備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 単位使用時間を超えて使用する場合は、単位使用時間ごとの金額に、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。以下同じ。）につき、当該金額の3分の1に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

別表第2中「1, 100円」を「820円」に、「880円」を「660円」に、「2, 200円」を「1, 650円」に、「160円」を「120円」に改め、同表備考1を次のように改める。

1 設備の使用については、別表第1その1の表の単位使用時間ごとに、各1回として算定する。

別表第2備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 別表第1その1の表の単位使用時間を超えて使用する場合は、1回当たりの金額に、1時間につき、当該金額の3分の1に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市市民センター条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

理 由

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

船橋市靈園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市靈園条例の一部を改正する条例

船橋市靈園条例（昭和39年船橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「990円」を「1,220円」に改め、同項第2号中「1,485円」を「1,830円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

管理料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

船橋市靈堂条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市靈堂条例の一部を改正する条例

船橋市靈堂条例（平成5年船橋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「4,400円」を「5,180円」に改め、同項第2号中「6,600円」を「7,770円」に改め、同条第2項中「半額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

船橋市勤労市民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市勤労市民センター条例の一部を改正する条例

船橋市勤労市民センター条例（平成元年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1その1及びその2を次のように改める。

その1 会議室等

区分 単位利用 時間	午前の部 午前9時から 午前12時まで	午後の部 午後零時30 分から午後4時 30分まで	夜間の部 午後5時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで
第一会議室	3,060円	4,080円	4,080円	11,220円
第二会議室	1,490円	1,980円	1,980円	5,450円
第三会議室	2,680円	3,580円	3,580円	9,840円
第四会議室	2,840円	3,780円	3,780円	10,400円
小会議室	820円	1,090円	1,090円	3,000円
第一和室	1,400円	1,860円	1,860円	5,120円
第二和室	1,160円	1,550円	1,550円	4,260円
茶室	670円	900円	900円	2,470円
特別室	440円	590円	590円	1,620円
第一講習室	2,150円	2,870円	2,870円	7,890円
第二講習室	1,960円	2,610円	2,610円	7,180円
特別会議室	2,310円	3,080円	3,080円	8,470円
第一音楽室	2,770円	3,700円	3,700円	10,170円
第二音楽室	1,350円	1,800円	1,800円	4,950円
レクリエーションルーム	7,120円	9,490円	9,490円	26,100円
展示室	2,980円	3,970円	3,970円	10,920円

その2 ホール等

単位利用時間区分	午前の部 午前9時から 午前12時まで	午後の部 午後1時から 午後5時まで	夜間の部 午後6時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで
ホール(平日)	16, 280円	21, 700円	16, 280円	54, 260円
ホール(土曜日、日曜日及び休日)	20, 350円	27, 130円	20, 350円	67, 830円
第一楽屋	1, 100円	1, 470円	1, 100円	3, 670円
第二楽屋	1, 060円	1, 410円	1, 060円	3, 530円

別表第1その3中「330円」を「260円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市勤労市民センター条例の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

理 由

利用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 11 号

船橋市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 18 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 2 項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

生産緑地法に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

船橋市自転車等駐車場条例（平成27年船橋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第一種自転車等駐車場の表船橋市船橋法典駅第五自転車等駐車場の項を削り、同表船橋市津田沼駅第四自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

船橋市津田沼駅第五自転車等駐車場	船橋市前原東1丁目231番13
------------------	-----------------

別表第1第二種自転車等駐車場の表船橋市西船橋駅第八自転車等駐車場の項を削る。

別表第2の3の項中「船橋市津田沼駅第四自転車等駐車場」の次に「、船橋市津田沼駅第五自転車等駐車場」を加え、同表4の項中「、船橋市船橋法典駅第五自転車等駐車場」を削る。

別表第3自転車回数券の項及び原動機付自転車及び対象自動二輪車回数券の項中「1回日ぎめ利用券1枚」を「1回日ぎめ利用1回分」に改める。

別表第5自転車回数券の項中「1回日ぎめ利用券1枚」を「1回日ぎめ利用1回分」に改め、同表原動機付自転車の項及び原動機付自転車回数券の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第3自転車回数券の項及び原動機付自転車及び対象自動二輪車回数券の項並びに別表第5自転車回数券の項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の船橋市自転車等駐車場条例別表第1第一種自転車等駐車場の表に規定する船橋市津田沼駅第五自転車等駐車場に係る同条例第6条第1項に規定する利用の許可の手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

新たに自転車等駐車場を設置するについて、その名称、位置及び使用料を規定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

船橋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 船橋市都市公園条例（昭和39年船橋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第4その1アの表中「2, 470円」を「3, 300円」に、「高校生・大学生野球チーム」を「高校生野球チーム」に、「1, 320円」を「1, 700円」に、「490円」を「740円」に、「4, 950円」を「6, 600円」に、「1, 230円」を「1, 640円」に、「660円」を「850円」に、「240円」を「360円」に改め、同表備考1中「いう（）の次に「別表第5その2を除き、」を加え、同表備考2中「又は大学生（大学に在学する者又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）」を削り、別表第4その1イの表中「9, 900円」を「13, 200円」に、「高校生・大学生野球チーム」を「高校生野球チーム」に、「5, 280円」を「6, 820円」に、「36, 850円」を「49, 130円」に改め、別表第4その2アの表中「4, 070円」を「5, 330円」に、「高校生・大学生」を「高校生」に、「1, 980円」を「2, 660円」に、「1, 320円」を「1, 330円」に、「8, 250円」を「10, 800円」に、「12, 320円」を「16, 130円」に、「45, 760円」を「59, 940円」に改め、同表備考1中「、高校生及び大学生」を「及び高校生」に、「別表第5その1」を「別表第5」に改め、別表第4その2イの表中「220円」を「280円」に、「高校生・大学生」を「高校生」に、「160円」を「140円」に、「110円」を「70円」に改め、別表第4その3アの表中「490円」を「660円」に、「高校生・大学生」を「高校生」に、「240円」を「320円」に、「160円」を「190円」に、「1, 1

00円」を「990円」に、「550円」を「490円」に改め、別表第4その4中「610円」を「910円」に改め、大学生の項を削り、「300円」を「450円」に、「150円」を「220円」に改め、別表第4その5アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 専用使用（全面）

区分				単位	2時間当たり
競技場 入場料の類を 徴収しない場 合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	一般		2, 620円	
		高校生		1, 310円	
		小学生・中学生		650円	
	その他の場合			7, 870円	
入場料の類を 徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合			10, 490円	
		その他の場合		19, 670円	
会議室	1室につき				430円

別表第4その5イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 専用使用（バスケットコート1面につき）

区分		単位	2時間当たり
アマチュアスポーツに 使用する場合	一般		1, 390円
	高校生		690円
	小学生・中学生		340円
その他の場合			4, 190円

別表第4その5イの表備考中「の額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、別表第4その5ウの表中備考以外の部分を次のように改める。

ウ 専用使用（バドミントンコート1面につき）

区分		単位	2時間当たり
アマチュアスポーツに 使用する場合	一般		340円
	高校生		170円
	小学生・中学生		80円
その他の場合			1, 040円

別表第4その5エの表中備考以外の部分を次のように改める。

エ 専用使用（卓球1面につき）

区分		単位	2時間当たり
アマチュアスポーツに 使用する場合	一般		170円
	高校生		80円

小学生・中学生	40円
その他の場合	520円

別表第4その5オの表中備考以外の部分を次のように改める。

オ 個人使用

種別	区分	単位	金額
競技場	一般	2時間当たり	170円
	高校生	2時間当たり	80円
	中学生	2時間当たり	40円
トレーニング室	一般	1月	2,090円
	高校生	1月	1,040円
	中学生	1月	520円

別表第4その6アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 専用使用

区分	単位	2時間当たり
一般		180円
高校生		90円
中学生		40円

別表第4その6イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 個人使用

区分	単位	2時間以内
一般		70円
高校生		30円
中学生		10円

別表第4その7アの表中「2, 200円」を「3, 370円」に、「高校生・大学生」を「高校生」に、「1, 100円」を「1, 680円」に、「770円」を「840円」に、「4, 510円」を「6, 920円」に改め、別表第4その8中「3, 960円」を「2, 640円」に、「5, 280円」を「3, 520円」に、「15, 840円」を「9, 680円」に、「550円」を「360円」に、「720円」を「480円」に、「2, 200円」を「1, 320円」に、「770円」を「510円」に、「1, 020円」を「680円」に、「3, 080円」を「1, 870円」に改める。

別表第5その2アの表備考を次のように改める。

備考

- 一般野球チームとは、高校生・大学生野球チーム及び小学生・中学生野球チー

ム以外のチームをいう。

- 2 高校生・大学生野球チームとは、高校生又は大学生（大学に在学する者又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）のチームをいう。
- 3 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5その2イの表備考を次のように改める。

備考

- 1 一般とは、小学生、中学生、高校生及び大学生以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。
- 2 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第2条 船橋市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「午前9時から午後5時までとする」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 船橋市運動公園 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによる。
 - ア 野球場、庭球場、体育館及び弓道場 午前9時から午後9時まで
 - イ 陸上競技場及びプール 午前9時から午後5時まで
 - ウ 駐車場 次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定めるところによる。
 - (ア) 第一駐車場及び第二駐車場 午前8時30分から午後9時30分まで
 - (イ) 第三駐車場 午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 法典公園 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによる。
 - ア 庭球場 午前9時から午後5時まで
 - イ 球技場及び集会所 午前9時から午後9時まで
 - ウ 駐車場 午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) ふなばし三番瀬海浜公園の野球場、庭球場及び駐車場 午前9時から午後5時ま

で

第16条第4項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる」を「午前9時から午後5時までとする」に改め、同項各号を削る。

第23条第1項中「同表その9及びその10」を「同表その3及びその4」に改める。

第24条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

別表第2船橋市運動公園の項に次のように加える。

駐車場（第一駐車場、第二駐車場及び第三駐車場）

別表第2法典公園の項に次のように加える。

駐車場

別表第3を次のように改める。

別表第3

公園名
船橋市運動公園、法典公園及びふなばし三番瀬海浜公園

別表第4その1及びその2を次のように改める。

その1 野球場（1面につき）

区分	単位	2時間当たり
若松公園	一般野球チーム	2,460円
	高校生野球チーム	1,230円
	小学生・中学生野球チーム	610円

備考

- 1 一般野球チームとは、高校生野球チーム及び小学生・中学生野球チーム以外のチームをいう。
- 2 高校生野球チームとは、高校生（高等学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう。別表第5その1を除き、以下同じ。）のチームをいう（以下同じ。）。
- 3 小学生・中学生野球チームとは、小学生（小学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）又は中学生（中学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう。別表第5その1を除き、以下同じ。）のチームをいう（以下同じ。）。
- 4 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、

これを切り捨てた額)とする。

その2 庭球場(1面につき)

区分	単位	2時間当たり
高根木戸近隣公園、北習	一般	990円
志野近隣公園及び若松 公園	高校生	490円
	小学生・中学生	240円

備考

- 1 一般とは、小学生、中学生及び高校生以外の者(学齢に達しない者を除く。)をいう(別表第5その1及びその4を除き、以下同じ。)。
- 2 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が使用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第4中その3からその8までを削り、その9をその3とし、その10をその4とし、その11をその5とする。

別表第5中その2をその4とし、その1の次に次のように加える。

その2 船橋市運動公園

ア 野球場

(ア) 入場料の類を徴収しない場合

区分	単位	2時間当たり
一般野球チーム		4,950円
高校生野球チーム		2,470円
小学生・中学生野球チーム		1,230円
職業野球チーム		9,900円

備考

- 1 一般野球チームとは、高校生野球チーム、小学生・中学生野球チーム及び職業野球チーム以外のチームをいう(別表第5その4を除き、以下同じ。)。
- 2 職業野球チームとは、業として野球を行う者のチームをいう(以下同じ。)。
- 3 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(イ) 入場料の類を徴収する場合

区分	単位	2時間当たり
一般野球チーム		19, 800円
高校生野球チーム		9, 900円
職業野球チーム		73, 700円

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(ウ) 照明灯

30分	3, 300円
-----	---------

備考 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した30分（30分に満たない場合は、30分とみなす。）につき、単位時間当たりの金額とする。

イ 陸上競技場

(ア) 専用利用

区分	単位	2時間当たり
入場料の類を徴収しない場合	アマチュアス	一般
	ポーツに利用する場合	高校生
		小学生・中学生
		その他の場合
入場料の類を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	16, 130円
	その他の場合	59, 940円

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(イ) 個人利用

区分	単位	2時間以内
一般		280円
高校生		140円
小学生・中学生		70円

備考

- 1 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額とする。
- 2 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した1時間（1時間に満たない

場合は、1時間とみなす。)につき、単位時間の金額の5割に相当する額とする。

3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

ウ 庭球場

(ア) 専用利用 (1面につき)

区分	単位	2時間当たり
一般		990円
高校生		490円
小学生・中学生		240円

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(イ) 照明灯 (1面につき)

30分	160円
-----	------

備考 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)につき、単位時間当たりの金額とする。

エ プール

区分	単位	3時間以内
一般		910円
高校生		450円
小学生・中学生		220円

備考

- 1 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した1時間(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、単位時間の金額の5割に相当する額とする。
- 2 供用終了時刻の90分前以降に入場した者の利用料は、単位時間の金額の5割に相当する額とする。
- 3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

オ 体育館

(ア) 専用利用 (全面)

	単位	2時間当たり

区分				
競技場 入場料の類を 徴収しない場 合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	一般		2, 620円
		高校生		1, 310円
		小学生・中学生		650円
		その他の場合		7, 870円
	入場料の類を 徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合		10, 490円
		その他の場合		19, 670円
会議室	1室につき			430円

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(イ) 専用利用（バスケットコート1面につき）

区分		単位	2時間当たり
アマチュアスポーツに 利用する場合	一般		1, 390円
	高校生		690円
	小学生・中学生		340円
その他の場合			4, 190円

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(ウ) 専用利用（バドミントンコート1面につき）

区分		単位	2時間当たり
アマチュアスポーツに 利用する場合	一般		340円
	高校生		170円
	小学生・中学生		80円
その他の場合			1, 040円

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(エ) 専用利用（卓球1面につき）

区分		単位	2時間当たり
アマチュアスポーツに 利用する場合	一般		170円
	高校生		80円
	小学生・中学生		40円

その他の場合	520円
--------	------

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(オ) 個人利用

種別	区分	単位	金額
競技場	一般	2時間当たり	170円
	高校生	2時間当たり	80円
	中学生	2時間当たり	40円
トレーニング室	一般	1月	2,090円
	高校生	1月	1,040円
	中学生	1月	520円

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(カ) 附属設備

競技種目	単位	金額
体操	1種目 1組1回	330円
バレーボール	1面一式 1回	330円
バスケットボール	1面一式 1回	490円
卓球	1面一式 1回	160円
庭球	1面一式 1回	330円
バドミントン	1面一式 1回	160円
ハンドボール	1面一式 1回	490円
共通	電光掲示板 放送設備	820円 1,430円

力弓道場

(ア) 専用利用

区分	単位 2時間当たり
----	--------------

一般	180円
高校生	90円
中学生	40円

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(イ) 個人利用

区分	単位	2時間以内
一般		70円
高校生		30円
中学生		10円

備考

- 1 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額とする。
- 2 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した1時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）につき、単位時間の金額の5割に相当する額とする。
- 3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

キ 駐車場

区分			金額（1日1回につき）
第一駐車場	大型自動車		2,000円
及び第二駐車場	普通自動車	3時間以内	300円
		3時間を超え4時間以内	400円
		4時間を超えた場合	500円
第三駐車場	大型自動車		2,000円
	普通自動車		300円

備考 この表に掲げる金額については、駐車時から30分間は、無料とする。

その3 法典公園

ア 庭球場（1面につき）

区分	単位	2時間当たり
一般		990円
高校生		490円
小学生・中学生		240円

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利

用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

イ 球技場

(ア) 専用利用

区分	単位	2時間当たり
アマチュアスポーツに 利用する場合	一般	3, 370円
	高校生	1, 680円
	小学生・中学生	840円
その他の場合	6, 920円	

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(イ) 照明灯

30分	660円
-----	------

備考 単位時間を超過した場合の超過額は、その超過した30分（30分に満たない場合は、30分とみなす。）につき、単位時間当たりの金額とする。

ウ 集会所

区分	午前9時から午前12時まで	午後零時30分から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体育レクリエーション室	2, 640円	3, 520円	3, 520円	9, 680円
第一和室	360円	480円	480円	1, 320円
第二和室	360円	480円	480円	1, 320円
第一集会室	510円	680円	680円	1, 870円
第二集会室	510円	680円	680円	1, 870円
多目的ホール	2, 640円	3, 520円	3, 520円	9, 680円

備考 市内在住者、市内に勤務先のある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、表に掲げる金額の5割増の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

エ 駐車場

区分	金額（1日1回につき）
大型自動車	2, 000円
普通自動車	3時間以内
	3時間を超えて4時間以内

4時間を超えた場合	500円
-----------	------

備考 この表に掲げる金額については、駐車時から30分間は、無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項、附則第3項及び第5項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和2年7月1日

(3) 第2条並びに附則第4項、第6項及び第7項の規定 令和3年1月1日

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の船橋市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第3に規定する船橋市運動公園及び法典公園に係る改正後の条例第11条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、改正後の条例の施行前においても、改正後の条例第13条及び第14条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 第1条の規定による改正後の船橋市都市公園条例の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

4 改正後の条例の施行前に第2条の規定による改正前の船橋市都市公園条例の規定によりなされた同条例別表第2に規定する船橋市運動公園及び法典公園の有料公園施設に係る処分、手続その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 改正後の条例別表第4及び別表第5（次項及び附則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料又は利用に係る利用料について適用する。

6 令和3年1月1日から同年3月31日までの使用又は利用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第23条第1項中「別表第4」とあるのは「船橋市都市公園条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号。以下「元年改正条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される別表第4（以下「別表第4」という。）」と、改正後の条例第24条第1項中「別表第5」とあるのは「元年改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用される別表第5（以下「別表第5」という。）」と、改正後の条例別表第4その1アの表中

「

2, 460円
1, 230円
610円

」とあるのは「

1, 640円
850円
360円

」と、改正後の条例別表第4その2中

「

990円
490円
240円

」とあるのは「

660円
320円
190円

」と、改正後の条例別表第5その2ア

の表(ア)の表中「

4, 950円
2, 470円
1, 230円
9, 900円

」とあるのは「

3, 300円
1, 700円
740円
6, 600円

」と、改正後の条例別表第

5その2アの表(イ)の表中「

19, 800円
9, 900円
73, 700円

」とあるのは「

13, 200円
6, 820円
49, 130円

」と、改

正後の条例別表第5その2ウの表(ア)の表中

「

990円
490円
240円

」とあるのは「

660円
320円
190円

」と、改正後の条例別表第5その3ア

の表中「240円」とあるのは「190円」とする。

7 令和3年度の使用又は利用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第23条第1項中「別表第4」とあるのは「船橋市都市公園条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号。以下「元年改正条例」という。）附則第7項の規定により読み替えて適用される別表第4（以下「別表第4」という。）」と、改正後の条例第24条第1項中「別表第5」とあるのは「元年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される別表第5（以下「別表第5」という。）」と、改正後の条例別表第4その1アの表中

「

2, 460円
1, 230円
610円

」とあるのは「

2, 050円
1, 040円
490円

」と、改正後の条例別表第4その2中

「

990円
490円
240円

」とあるのは「

820円
400円
220円

」と、改正後の条例別表第5その2ア

の表(ア)の表中「

4, 950円
2, 470円
1, 230円

」とあるのは「

4, 120円
2, 090円
990円

」と、改正後の条例別表第

9, 900円]

8, 250円]

5その2アの表(イ)の表中

19, 800円
9, 900円
73, 700円

とあるのは

16, 500円
8, 360円
61, 410円

と、改

正後の条例別表第5その2ウの表(ア)の表中

990円
490円
240円

とあるのは

820円
400円
220円

と、改正後の条例別表第5その3ア

の表中「240円」とあるのは「220円」とする。

理由

使用料等の受益者負担の適正化を図るとともに、運動公園及び法典公園の管理を指定管理者に行わせるため、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

船橋市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市下水道条例の一部を改正する条例

船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第5号中「エ」を「オ」に改める。

第7条の3第1項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第7条の3第1項第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第7条の7中「あったとき」の次に「、第7条の3第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

第14条ただし書中「2月分」を「複数月分」に改める。

第16条第1項の表一般汚水の項中「595円」を「690円」に、

30円
90円

を「

31円
101円

」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止してい

るその使用を再開した場合において、使用の期間が 15 日以内のときの前項の表に規定する基本使用料の額は、同表に規定する基本使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

第 17 条第 2 項中「かかわらず」を「かかわらず、」に、「隔月定例日」を「定例日」に、「2 月分」を「複数月分」に、「その日の属する月分及びその前月分」を「当該月分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の 2、第 7 条の 3 及び第 7 条の 7 の改正規定並びに次項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 7 条の 3 第 1 項の規定は、令和 2 年 1 月 1 日以後の申請に係る同項の指定（以下「指定」という。）について適用し、同日前の申請に係る指定については、なお従前の例による。

3 改正後の第 16 条の規定にかかわらず、令和 2 年 7 月 1 日の属する月分の使用料（改正後の第 17 条第 2 項の規定により複数月分をまとめて算定し、当該月分の使用料とする場合にあっては、当該使用料）（当該月分に係る期間の初日が同日である場合を除く。）については、なお従前の例による。

理 由

使用料の算定方法等について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3の270の項中

「5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の認定の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額を加算した金額とする。」

を

「5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の認定の申請の手数料の金額は、建築物ごとにそれぞれ表に定める金額の合計金額とする。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の認定の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額を加算した金額とする。」

に改め、同表271の項中

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請の項の摘要の5の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の5の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。

を

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請の項の摘要の5の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の5の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「建築物」とあるのは「建築物（変更に係る建築物に限る。）」と、「それぞれ表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額（変更の認定の申請に係る計画に他の建築物を追加する場合には、同欄に定める金額）」とする。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請の項の摘要の6の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の6の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の

に改める。

向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料について、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

船橋市プラネタリウム館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市プラネタリウム館条例の一部を改正する条例

船橋市プラネタリウム館条例（昭和62年船橋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	金額（1人1回につき）	
	個人	団体（20人以上）
一般	500円	370円
高校生	250円	180円
小学生・中学生	120円	90円
幼児	60円	40円

備考

- 一般とは、高校生、小学生・中学生及び幼児以外の者をいう。ただし、4歳未満の者を除く。
- 高校生とは、高等学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう。
- 小学生・中学生とは、小学校若しくは中学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。
- 幼児とは、4歳以上の者で学齢に達しないものをいう。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

観覧料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

船橋市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市公民館条例の一部を改正する条例

船橋市公民館条例（昭和49年船橋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

施設使用料

区分		単位使用時間ごとの使用料
船橋市中央公民館	講堂	5,790円
	第一集会室	590円
	第二集会室	1,390円
	第三集会室	2,190円
	第四集会室	2,190円
	第五集会室	590円
	第六集会室	590円
	第七集会室	590円
	第八集会室	1,390円
	第九集会室	990円
	第一和室	2,190円
	第二和室	990円
	第三和室	590円
	実習室	1,390円
	体育レクリエーション室	2,190円
	音楽室	2,190円
	視聴覚室	2,190円
船橋市東部公民館	講堂	4,990円
	第一集会室	590円
	第二集会室	990円

	第三集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	第三和室	590円
	実習室	990円
船橋市西部公民館	講堂	6, 580円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第三集会室	990円
	第四集会室	990円
	和室	590円
	実習室	1, 390円
	体育レクリエーション室	2, 990円
	音楽室	990円
船橋市北部公民館	講堂	4, 190円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第三集会室	590円
	和室	590円
	実習室	990円
	音楽室	990円
船橋市夏見公民館	講堂	4, 590円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1, 390円
船橋市法典公民館	講堂	4, 590円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第三集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1, 790円
	音楽室	1, 390円
船橋市二和公民館	講堂	6, 180円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第三集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1, 390円

	音楽室	1, 390円
船橋市三田公民館	第一集会室	1, 390円
	第二集会室	590円
	和室	590円
	実習室	990円
	体育レクリエーション室	6, 980円
船橋市海老が作公民館	講堂	5, 390円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第三集会室	1, 390円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1, 390円
船橋市高根公民館	講堂	4, 190円
	第一集会室	590円
	第二集会室	590円
	第三集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	第三和室	590円
	実習室	990円
船橋市習志野台公民館	講堂	5, 390円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第三集会室	590円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	990円
船橋市小室公民館	第一集会室	990円
	第二集会室	590円
	第三集会室	1, 390円
	第四集会室	1, 390円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	990円
船橋市浜町公民館	講堂	3, 790円
	第一集会室	590円
	第二集会室	590円
	第三集会室	590円
	和室	590円
	実習室	1, 390円
	第一体育レクリエーション室	2, 590円

	第二体育レクリエーション室	2, 590円
	音楽室	590円
船橋市八木が谷公民館	講堂	4, 590円
	第一集会室	590円
	第二集会室	990円
	第三集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1, 390円
船橋市飯山満公民館	講堂	3, 790円
	第一集会室	590円
	第二集会室	990円
	第三集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1, 390円
船橋市丸山公民館	講堂	4, 190円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第三集会室	590円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	990円
船橋市塚田公民館	講堂	4, 590円
	第一集会室	590円
	第二集会室	990円
	第三集会室	590円
	第四集会室	590円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1, 390円
	音楽室	990円
船橋市宮本公民館	講堂	6, 980円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1, 390円
	音楽室	1, 390円
船橋市三咲公民館	講堂	4, 590円
	第一集会室	990円
	第二集会室	590円

	第三集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1,790円
	音楽室	1,790円
船橋市新高根公民館	講堂	4,590円
	第一集会室	590円
	第二集会室	590円
	第三集会室	590円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	990円
	音楽室	1,390円
船橋市葛飾公民館	講堂	4,590円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第三集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1,390円
	音楽室	1,790円
船橋市薬円台公民館	講堂	5,790円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第三集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1,390円
	音楽室	1,390円
船橋市松が丘公民館	講堂	4,990円
	第一集会室	1,390円
	第二集会室	990円
	第三集会室	990円
	第四集会室	590円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1,390円
船橋市高根台公民館	音楽室	1,790円
	講堂	4,590円
	第一集会室	990円
	第二集会室	590円
	第三集会室	590円

	第四集会室	990円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1,390円
	音楽室	990円
船橋市海神公民館	講堂	4,990円
	第一集会室	990円
	第二集会室	990円
	第三集会室	1,390円
	第四集会室	590円
	第一和室	590円
	第二和室	590円
	実習室	1,790円
	音楽室	990円
船橋市坪井公民館	講堂	4,590円
	第一集会室	1,390円
	第二集会室	990円
	第三集会室	990円
	和室	590円
	実習室	1,390円
	音楽室	990円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の船橋市公民館条例の規定は、令和2年8月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

理 由

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

船橋市視聴覚センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市視聴覚センター条例の一部を改正する条例

船橋市視聴覚センター条例（昭和62年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

施設

区分 時間 単位使用 時間	午前の部 午前9時から午前 12時まで	午後の部 午後1時から午後 5時まで	全日の部 午前9時から午後 5時まで
視聴覚ホール	4,140円	5,520円	9,660円
総合演習室	2,910円	3,880円	6,790円
研修室	550円	740円	1,290円
スタジオ・調整室	2,700円	3,610円	6,310円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市視聴覚センター条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

理 由

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

船橋市民ギャラリー条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市民ギャラリー条例の一部を改正する条例

船橋市民ギャラリー条例(平成4年船橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

施設

単位利用時間区分	午前の部 午前9時から 午前12時まで	午後の部 午後1時から 午後5時まで	夜間の部 午後6時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで
第一展示室	2,990円	3,990円	2,990円	9,970円
第二展示室	2,270円	3,030円	2,270円	7,570円
第三展示室	2,270円	3,030円	2,270円	7,570円
第四展示室	2,440円	3,250円	2,440円	8,130円
第一ホール	790円	1,050円	790円	2,630円
第二ホール	1,180円	1,580円	1,180円	3,940円

別表第1備考第3項中「利用を許可した単位利用時間の金額の3割に相当する額、1時間を超える2時間以内のときは利用を許可した単位利用時間の金額の6割に相当する額、2時間を超えるときは利用を許可した単位利用時間の金額の10割」を「、全日の金額の1割」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市民ギャラリー条例（以下「改正後の条例」という。）（次項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

3 令和3年度の利用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第14条中「別表第1」とあるのは「船橋市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号）附則第3項の規定により読み替えて適用される別表第1」と、改正後の条例別表第1中

2, 990円	3, 990円	2, 990円	9, 970円
2, 270円	3, 030円	2, 270円	7, 570円
2, 270円	3, 030円	2, 270円	7, 570円
2, 440円	3, 250円	2, 440円	8, 130円
790円	1, 050円	790円	2, 630円
1, 180円	1, 580円	1, 180円	3, 940円

とあるのは

2, 090円	3, 230円	2, 680円	8, 000円
1, 630円	2, 470円	2, 070円	6, 170円
1, 630円	2, 470円	2, 070円	6, 170円
1, 540円	2, 330円	1, 910円	5, 780円
480円	790円	630円	1, 900円
760円	1, 110円	900円	2, 770円

とする。

4 令和4年度の利用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第14条中「別表第1」とあるのは「船橋市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号）附則第4項の規定により読み替えて適用される別表第1」と、改正後の条例別表第1中

2, 990円	3, 990円	2, 990円	9, 970円
2, 270円	3, 030円	2, 270円	7, 570円
2, 270円	3, 030円	2, 270円	7, 570円
2, 440円	3, 250円	2, 440円	8, 130円
790円	1, 050円	790円	2, 630円
1, 180円	1, 580円	1, 180円	3, 940円

とあるのは

2, 540円	3, 610円	2, 840円	8, 990円
1, 950円	2, 750円	2, 170円	6, 870円
1, 950円	2, 750円	2, 170円	6, 870円
1, 990円	2, 790円	2, 170円	6, 950円

とする。

630円	920円	710円	2, 260円
970円	1, 340円	1, 040円	3, 350円

理 由

利用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

船橋市茶華道センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市茶華道センター条例の一部を改正する条例

船橋市茶華道センター条例（平成4年船橋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

施設

単位利用時間区分	午前の部 午前9時から 午前12時まで	午後の部 午後1時から 午後5時まで	夜間の部 午後6時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで
第一茶室	960円	1,280円	960円	3,200円
第二茶室	740円	990円	740円	2,470円
第三茶室	980円	1,310円	980円	3,270円
第一和室	2,230円	2,970円	2,230円	7,430円
第二和室	1,090円	1,460円	1,090円	3,640円
第三和室	1,090円	1,460円	1,090円	3,640円

別表第1備考第3項中「利用を許可した単位利用時間の金額の3割に相当する額、1時間を超える2時間以内のときは利用を許可した単位利用時間の金額の6割に相当する額、2時間を超えるときは利用を許可した単位利用時間の金額の10割」を「、全日の金額の1割」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市茶華道センター条例の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

理 由

利用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第21号

船橋市少年自然の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市少年自然の家条例の一部を改正する条例

船橋市少年自然の家条例（昭和56年船橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

使用者の種別	宿泊（1人1泊につき）	一時使用（1人につき）
1 幼児	190円	90円
2 小学生・中学生	380円	190円
3 高校生	770円	380円
4 1の項又は2の項に規定する者の引率者及び育成者	1,540円	770円
5 その他の者	2,310円	1,150円

備考

- 1 幼児とは、4歳以上の者で学齢に達しないものをいう。
- 2 小学生・中学生とは、小学校若しくは中学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 高校生とは、高等学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう。
- 4 市内在住者以外の者が使用する場合は、表に掲げる金額の2倍に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の船橋市少年自然の家条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

理 由

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第22号

船橋市青少年会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市青少年会館条例の一部を改正する条例

船橋市青少年会館条例(昭和55年船橋市条例第40号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

区分	単位使用時間ごとの使用料
学習室	550円
調理実習室	690円
集会室	1,180円
美術工芸室	900円
音楽室	1,110円
会議室	380円
第一和室	410円
第二和室	440円
体育館	7,130円

備考 この表において「単位使用時間」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 午前の部 午前9時から午前12時まで
- (2) 昼の部 午後零時から午後3時まで
- (3) 午後の部 午後3時から午後6時まで
- (4) 夜の部 午後6時から午後9時まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市青少年会館条例の規定は、令和2年7月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

理 由

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例

船橋市総合体育館条例（平成5年船橋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1その1中備考以外の部分を次のように改める。

その1 専用利用

区分		単位	2時間当たり	
メインアリーナ	アマチュアが 利用する場合	入場料の類を徴 収しない場合	一般 高校生 中学生以下	13,200円 6,600円 3,300円
		入場料の類を徴収する場合		52,800円
		入場料の類を徴 収しない場合	営利を目的と しない場合	52,800円
			営利を目的と する場合	79,200円
		入場料の類を徴収する場合		237,600円
	アマチュアが 利用する場合	入場料の類を徴 収しない場合	一般 高校生 中学生以下	5,280円 2,640円 1,320円
		入場料の類を徴収する場合		21,120円
サブアリーナ	アマチュアが 利用する場合	入場料の類を徴 収しない場合	営利を目的と しない場合	21,120円
		営利を目的と する場合	31,680円	
		入場料の類を徴収する場合		95,040円
	アマチュアが 利用する場合	入場料の類を徴 収しない場合	一般 高校生	4,400円 2,200円
多目的室				

		中学生以下	1, 100円
		入場料の類を徴収する場合	17, 600円
その他の場合	入場料の類を徴収しない場合	営利を目的としない場合	17, 600円
		営利を目的とする場合	26, 400円
入場料の類を徴収する場合		79, 200円	
弓道場	一般	3, 520円	
	高校生	1, 760円	
	小学生・中学生	880円	
リズムエクササイズ室	一般	3, 520円	
	高校生	1, 760円	
	中学生以下	880円	
大会議室		3, 300円	
小会議室		1, 100円	
和室		880円	
控室		1, 100円	

別表第1 その1 備考中第4項を第8項とし、第3項を第7項とし、同表備考第2項中「1に」を「前項に」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考中第1項を第5項とし、第1項から第4項までとして次の4項を加える。

- 1 一般とは、高校生及び小学生・中学生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く（以下同じ。）。
- 2 高校生とは、高等学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう（以下同じ。）。
- 3 小学生・中学生とは、小学校に在学する者若しくはこれに準ずる者又は中学生をいう（以下同じ。）。
- 4 中学生とは、中学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう（以下同じ。）。

別表第1 その2 中備考以外の部分を次のように改める。

その2 個人利用

区分		単位	金額
メインアリーナ	一般	2時間	660円
	高校生	2時間	330円
	小学生・中学生	2時間	160円
サブアリーナ	一般	2時間	660円
	高校生	2時間	330円
	小学生・中学生	2時間	160円
多目的室	一般	2時間	660円
	高校生	2時間	330円

	小学生・中学生	2時間	160円
弓道場	一般	2時間	660円
	高校生	2時間	330円
	小学生・中学生	2時間	160円
リズムエクササイズ室	一般	2時間	660円
	高校生	2時間	330円
	小学生・中学生	2時間	160円
トレーニング室	一般	1月	7,100円
		2時間	710円
	高校生	1月	3,500円
		2時間	350円
	中学生	1月	1,700円
		2時間	170円
体力測定室	一般	1回	2,200円
	高校生	1回	1,100円
	中学生	1回	550円
卓球室	一般	2時間	660円
	高校生	2時間	330円
	小学生・中学生	2時間	160円
温水プール	一般	1月	6,000円
		2時間	600円
	高校生	1月	3,000円
		2時間	300円
	小学生・中学生	1月	1,500円
		2時間	150円
浴室	一般	1回	440円
	高校生	1回	330円
	小学生・中学生	1回	220円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の船橋市総合体育館条例（以下「改正後の条例」という。）（次項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。
- 令和3年度の利用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第14条中「別

表第1から別表第4まで」とあるのは「船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号）附則第3項の規定により読み替えて適用される別表第1及び別表第2から別表第4まで」と、改正後の条例別表第1その1中

13, 200円
6, 600円
3, 300円
52, 800円
52, 800円
79, 200円
237, 600円
5, 280円
2, 640円
1, 320円
21, 120円
21, 120円
31, 680円
95, 040円
4, 400円
2, 200円
1, 100円
17, 600円
17, 600円
26, 400円
79, 200円
3, 520円
1, 760円
880円
3, 520円
1, 760円
880円
3, 300円
1, 100円
880円
1, 100円

とあるのは

8, 800円
4, 840円
2, 420円
35, 200円
35, 200円
52, 800円
158, 400円
3, 520円
2, 050円
1, 020円
14, 080円
14, 080円
21, 120円
63, 360円
2, 930円
1, 610円
800円
11, 730円
11, 730円
17, 600円
52, 800円
2, 340円
1, 320円
660円
2, 340円
1, 320円
660円
2, 200円
730円
580円
730円

と、改正後の条例別表第1そ

660円
330円
160円
660円
330円
160円

440円
250円
120円
440円
250円
120円

660円	440円
330円	250円
160円	120円
660円	440円
330円	250円
160円	120円
660円	440円
330円	250円
160円	120円
7, 100円	6, 050円
710円	600円
3, 500円	3, 390円
350円	330円
1, 700円	1, 700円
170円	170円
2, 200円	1, 460円
1, 100円	800円
550円	400円
660円	440円
330円	250円
160円	120円
6, 000円	4, 950円
600円	490円

の2中とあるのはとする。

4 令和4年度の利用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第14条中「別表第1から別表第4まで」とあるのは「船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号）附則第4項の規定により読み替えて適用される別表第1及び別表第2から別表第4まで」と、改正後の条例別表第1その1中

13, 200円	11, 000円
6, 600円	5, 720円
3, 300円	2, 860円
52, 800円	44, 000円
52, 800円	44, 000円
79, 200円	66, 000円
237, 600円	198, 000円
5, 280円	4, 400円
2, 640円	2, 340円
1, 320円	1, 170円
21, 120円	17, 600円
21, 120円	17, 600円
31, 680円	26, 400円

95, 040円
4, 400円
2, 200円
1, 100円
17, 600円
17, 600円
26, 400円
79, 200円
3, 520円
1, 760円
880円
3, 520円
1, 760円
880円
3, 300円
1, 100円
880円
1, 100円

とあるのは

79, 200円
3, 660円
1, 900円
950円
14, 660円
14, 660円
22, 000円
66, 000円
2, 930円
1, 540円
770円
2, 930円
1, 540円
770円
2, 750円
910円
730円
910円

と、改正後の条例別表第1そ

660円
330円
160円
660円
330円
160円
660円
330円
160円
660円
330円
160円
660円
330円
160円
7, 100円
710円
3, 500円
350円
1, 700円
170円
2, 200円
1, 100円

の2中

550円
290円
140円
550円
290円
140円
550円
290円
140円
550円
290円
140円
6, 600円
660円
3, 480円
340円
1, 700円
170円
1, 830円
950円

とあるのは

とする。

550円
660円
330円
160円
6,000円
600円

470円
550円
290円
140円
5,500円
550円

理由

利用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号

船橋市武道センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市武道センター条例の一部を改正する条例

船橋市武道センター条例（昭和62年船橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表その1中備考以外の部分を次のように改める。

その1 専用利用

区分		単位	2時間当たり
相撲場	入場料の類を徴収しない場合	一般	2,200円
		高校生	1,100円
		中学生以下	550円
	入場料の類を徴収する場合		8,800円
	入場料の類を徴収しない場合	一般	3,520円
		高校生	1,760円
		中学生以下	880円
第一・第二武道場 (各1面につき)	入場料の類を徴収する場合		8,800円
	第一会議室		1,100円
			660円
			660円

別表その1備考中第3項を第7項とし、第2項を第6項とし、第1項を第5項とし、第1項から第4項までとして次の4項を加える。

- 1 一般とは、高校生及び中学生以外の者をいう。ただし、小学生及び学齢に達しない者を除く（以下同じ。）。
- 2 高校生とは、高等学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう（以下同じ。）。
- 3 中学生とは、中学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう（以下同じ。）。

4 小学生とは、小学校に在学する者又はこれに準ずる者をいう（以下同じ。）。

別表その2一般の項中「220円」を「440円」に改め、同表学生の項中「学生」を「高校生」に、「160円」を「220円」に改め、同表小・中学生の項中「小・中学生」を「小学生・中学生」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の船橋市武道センター条例（以下「改正後の条例」という。）（次項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

3 令和3年度の利用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第14条中「別表」とあるのは「船橋市武道センター条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号）附則第3項の規定により読み替えて適用される別表」と、改正後の条例別表

その1中	2, 200円	1, 460円
	1, 100円	800円
	550円	400円
	8, 800円	5, 860円
	3, 520円	2, 340円
	1, 760円	1, 320円
	880円	660円
	8, 800円	5, 860円
	1, 100円	730円
	660円	440円
	660円	440円

とあるのは

と、改正後の条例別表

その2中	440円	290円
	220円	180円

とあるのは

とする。

4 令和4年度の利用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第14条中「別表」とあるのは「船橋市武道センター条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号）附則第4項の規定により読み替えて適用される別表」と、改正後の条例別表

2, 200円	1, 830円
---------	---------

とあるのは

1, 100円
550円
8, 800円
3, 520円
1, 760円
880円
8, 800円
1, 100円
660円
660円」

950円
470円
7, 330円
2, 930円
1, 540円
770円
7, 330円
910円
550円
550円」

と、改正後の条例別表

とあるのは

440円
220円」

360円
200円」

とする。

理由

利用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号

船橋市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市運動広場条例の一部を改正する条例

船橋市運動広場条例（平成28年船橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,310円」を「4,630円」に、「高校生・大学生」を「高校生」に、「1,230円」を「2,310円」に、「460円」を「1,150円」に、「3,250円」を「6,510円」に、「1,620円」を「3,250円」に、「1,130円」を「1,620円」に改め、同表備考2中「若しくは大学」を削り、「これら」を「これ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市運動広場条例（以下「改正後の条例」という。）（次項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和2年7月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

3 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの使用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第7条中「別表第1」とあるのは「船橋市運動広場条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号）附則第3項の規定により読み替えて適用される別表第1」と、改正後の条例別表第1中

「 4,630円」

「 3,080円」

2, 310円
1, 150円
6, 510円
3, 250円
1, 620円」

とあるのは

1, 590円
690円
4, 340円
2, 170円
1, 300円」

とする。

- 4 令和3年度の使用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第7条中「別表第1」とあるのは「船橋市運動広場条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第号）附則第4項の規定により読み替えて適用される別表第1」と、改正後の条例別表第1中

4, 630円
2, 310円
1, 150円
6, 510円
3, 250円
1, 620円」

とあるのは

3, 860円
1, 950円
920円
5, 420円
2, 710円
1, 460円」

とする。

理由

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例の一部を改正する条例

船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例（昭和57年船橋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「1, 980円」を「1, 500円」に、「3, 960円」を「3, 010円」に、「5, 940円」を「4, 520円」に、「2, 640円」を「2, 260円」に、「5, 280円」を「4, 520円」に、「7, 920円」を「6, 780円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例の規定は、令和2年7月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

理 由

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号

船橋市文化芸術ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市文化芸術ホール条例の一部を改正する条例

船橋市文化芸術ホール条例（昭和53年船橋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

船橋市民文化ホール

区分		単位使用時間	午前の部 午前9時から午前12時まで	午後の部 午後1時から午後5時まで	夜の部 午後6時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで
ホー ル	平日	34,490円	45,990円	45,990円	126,470円	
	土曜日 日曜日 休日	43,130円	57,510円	57,510円	158,150円	
楽屋	第1楽屋	230円	310円	310円	850円	
	第2楽屋	330円	440円	440円	1,210円	
	第3楽屋	360円	480円	480円	1,320円	
	第4楽屋	250円	340円	340円	930円	
	第5楽屋	200円	270円	270円	740円	
	第6楽屋	210円	280円	280円	770円	
	楽屋事務室	130円	180円	180円	490円	
リハーサル室		1,570円	2,090円	2,090円	5,750円	

別表第2中「7,920円」を「13,960円」に、「13,200円」及び「17,

600円」を「18,620円」に、「35,200円」を「51,200円」に、「9,900円」を「17,460円」に、「16,500円」及び「22,000円」を「23,280円」に、「44,000円」を「64,020円」に、「330円」を「590円」に、「440円」及び「660円」を「790円」に、「1,100円」を「2,170円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の船橋市文化芸術ホール条例（以下「改正後の条例」という。）（次項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和3年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 令和3年度の使用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第7条第1項中「別表第1」とあるのは「船橋市文化芸術ホール条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号）附則第3項の規定により読み替えて適用される別表第1」と、改正後の条例別表第1中

34,490円	45,990円	45,990円	126,470円
43,130円	57,510円	57,510円	158,150円

とあるのは

18,830円	29,990円	39,750円	88,570円
23,540円	37,500円	49,750円	110,790円

と、改正後の条例別

13,960円	18,620円	18,620円	51,200円
17,460円	23,280円	23,280円	64,020円
590円	790円	790円	2,170円

とあるのは

9,930円	15,000円	17,940円	42,870円
12,420円	18,760円	22,420円	53,600円
410円	550円	700円	1,660円

とする。

- 令和4年度の使用に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第7条第1項

中「別表第1」とあるのは「船橋市文化芸術ホール条例の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第 号）附則第4項の規定により読み替えて適用される別表第1」と、改正後の条例別表第1中

34,490円	45,990円	45,990円	126,470円
43,130円	57,510円	57,510円	158,150円

とあるのは

26,660円	37,990円	42,870円	107,520円
33,340円	47,510円	53,630円	134,480円

と、改正後の条例別

13,960円	18,620円	18,620円	51,200円
17,460円	23,280円	23,280円	64,020円
590円	790円	790円	2,170円

とあるのは

11,950円	16,810円	18,280円	47,040円
14,940円	21,020円	22,850円	58,810円
500円	670円	750円	1,920円

とする。

表第2中

理由

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第28号

船橋市東老人福祉センターの指定管理者の指定について

船橋市東老人福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市東老人福祉センター
- 2 指定管理者 船橋市本町2丁目7番8号
公益財団法人船橋市福祉サービス公社
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

理由

船橋市東老人福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第29号

船橋市中央老人福祉センターの指定管理者の指定について

船橋市中央老人福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市中央老人福祉センター
- 2 指定管理者 船橋市本町2丁目7番8号
社会福祉法人船橋市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

理由

船橋市中央老人福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第30号

船橋市北老人福祉センターの指定管理者の指定について

船橋市北老人福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市北老人福祉センター
- 2 指定管理者 船橋市飯山満町2丁目681番地
社会福祉法人清和会
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

理由

船橋市北老人福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第31号

船橋市西老人福祉センターの指定管理者の指定について

船橋市西老人福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市西老人福祉センター
- 2 指定管理者 船橋市本町2丁目7番8号
社会福祉法人船橋市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

理由

船橋市西老人福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第32号

船橋市南老人福祉センターの指定管理者の指定について

船橋市南老人福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

- 1 施設の名称 船橋市南老人福祉センター
- 2 指定管理者 船橋市米ヶ崎町691番地1
社会福祉法人聖進會
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

理由

船橋市南老人福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第33号

公の施設の区域外設置に関する協議について

公の施設の区域外設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、市川市と協議を行うため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

記

1 船橋市の公の施設を市川市の区域内に設置するもの

① 公の施設の名称

整理番号	路線番号	起点	終点	幅員m	延長m	面積m ²
1	船橋市道 第00— 182号 線	船橋市藤 原1丁目 149— 1	船橋市藤 原2丁目 128— 1	5.09 ~9.02	578.5 5	3,829
2	船橋市道 第01— 005号 線	船橋市本 中山1丁 目105 —4	船橋市本 中山1丁 目65— 5	2.85 ~6.43	448.3 8	1,821
3	船橋市道 第00— 187号 線	船橋市本 中山2丁 目167 —1	船橋市本 中山4丁 目727 —3	4.96 ~9.12	969.9 2	6,886

4	船橋市道 第00— 188号 線	船橋市本 中山7丁 目116 9-1	船橋市本 中山5丁 目728 -4	6. 00 ~9. 84	688. 0 3	5,343
5	船橋市道 第00— 053号 線	船橋市東 中山1丁 目36— 1	船橋市本 中山4丁 目673 -6	3. 31 ~12. 9	836. 7 1	6,199
6	船橋市道 第04— 002号 線	船橋市二 子町57 6	船橋市二 子町62 9-3	7. 13 ~7. 42	211. 7 3	1,542

② 設置の場所

整理番号	路線番号	協議箇所	面積m ²
1	船橋市道第00—18 2号線	市川市柏井町1丁目1520—2地 先	37
2	船橋市道第01—00 5号線	市川市中山4丁目489—1地先 ～市川市中山4丁目470—2地先	494
3	船橋市道第00—18 7号線	市川市高石神115—3地先 ～市川市鬼高2丁目1240—10 1地先	1,183

4	船橋市道第00-18 8号線	市川市田尻4丁目960-5地先 ～市川市鬼高3丁目1126-1地先	2,604
5	船橋市道第00-05 3号線	市川市二俣1丁目601-1地先 ～市川市原木1丁目670-1地先	658
6	船橋市道第04-00 2号線	市川市二俣1丁目589地先 ～市川市二俣1丁目590地先	47

2 市川市の公の施設を船橋市の区域内に設置するもの

① 公の施設の名称

整理番号	路線番号	起点	終点	幅員m	延長m	面積m ²
7	市川市道 3285 号	市川市若 宮三丁目 603番 地先	市川市柏 井町一丁 目146 2番地先	7. 20 ～13. 4 4	812. 3 2	7,275
8	市川市道 4404 号	市川市若 宮三丁目 223番 地先	市川市若 宮二丁目 397番 地先	3. 36 ～12. 0 0	929. 6 6	4,988
9	市川市道 4416 号	市川市若 宮三丁目 180番 地先	市川市若 宮二丁目 114番 地先	2. 42 ～11. 7 0	845. 7 4	4,238

10	市川市道 4462 号	市川市中 山四丁目 489番 地先	市川市若 宮一丁目 2番地先	1. 75 ~5. 24	339. 1 8	1,189
11	市川市道 4451 号	市川市中 山四丁目 487番 地先	市川市中 山四丁目 509番 地先	2. 96 ~9. 02	427. 2 5	1,561
12	市川市道 4444 号	市川市高 石神83 番地先	市川市中 山四丁目 519番 地先	2. 90 ~8. 13	439. 4 8	1,627
13	市川市道 4450 号	市川市高 石神19 3番地先	市川市高 石神15 8番地先	2. 50 ~7. 75	243. 7 9	1,040
14	市川市道 6034 号	市川市鬼 高三丁目 1186 番地先	市川市鬼 高二丁目 1240 番地先	8. 00 ~9. 68	419. 1 4	3,641
15	市川市道 6033 号	市川市鬼 高二丁目 1404 番地先	市川市鬼 高三丁目 1158 番地先	4. 81 ~5. 85	640. 4 8	3,298
16	市川市道 7002 号	市川市原 木一丁目 133番 地先	市川市原 木一丁目 663番 地先	4. 65 ~14. 6	656. 1 5	5,660

② 設置の場所

整理番号	路線番号	協議箇所	面積m ²
7	市川市道3285号	船橋市藤原1丁目1－4地先 ～船橋市藤原1丁目195－15地先	1,655
8	市川市道4404号	船橋市古作2丁目65－1地先 ～船橋市古作2丁目60－3地先	58
9	市川市道4416号	船橋市古作2丁目4－1地先 ～船橋市古作2丁目188地先	741
10	市川市道4462号	船橋市本中山1丁目40－1地先 ～船橋市本中山1丁目19－1地先	62
11	市川市道4451号	船橋市本中山1丁目121－2地先 ～船橋市本中山1丁目133－67地先	627
12	市川市道4444号	船橋市本中山1丁目133－52地先 ～船橋市本中山1丁目133－67地先	161
13	市川市道4450号	船橋市本中山1丁目163－1地先 ～船橋市本中山1丁目136－2地先	542

14	市川市道6034号	船橋市本中山4丁目610-3地先 ～船橋市本中山4丁目598-4地先	1,404
15	市川市道6033号	船橋市本中山4丁目610-3地先 ～船橋市本中山4丁目630地先	497
16	市川市道7002号	船橋市本中山7丁目1246-1地先 ～船橋市本中山5丁目90-5地先	3,021

3 設置の理由 行政界の認定路線に係る管理区分の整理

理 由

船橋市が市川市の区域内に公の施設を設置すること及び市川市が船橋市の区域内に公の施設を設置することの協議については、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第34号

千葉県と船橋市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の管理及び執行を千葉県に委託するため、千葉県と船橋市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項により、千葉県と協議するに当たり、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

千葉県と船橋市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約

千葉県と船橋市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、船橋市（以下「市」という。）の公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務を千葉県（以下「県」という。）に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 市は、船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号）に基づく公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）及び船橋市債権管理条例（平成23年船橋市条例第18号）に基づく延滞金（使用料に係るものに限る。以下「延滞金」という。）の徴

収等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を県に委託する。

- (1) 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関する事務
- (2) 使用料の調定に係る調査、算定、請求及び収納に関する事務
- (3) 使用料に係る過誤納金の還付に関する事務
- (4) 使用料の納付の勧奨に関する事務
- (5) 延滞金の算定、請求及び収納に関する事務
- (6) 使用料及び延滞金に係る納入証明書の発行に関する事務

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務については、市が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 市が水道事業を営む場合における、千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例（昭和41年千葉県条例第61号）別表第1に規定する給水区域の外の区域における事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、千葉県知事（以下「知事」という。）と船橋市長（以下「市長」という。）との協議により、市が行うこととされた事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、船橋市下水道条例、船橋市下水道条例施行規則（昭和50年船橋市規則第42号）、船橋市債権管理条例その他の規程（以下「市の条例等」という。）に定めるもののほか、県の規程等の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

2 前項の経費の額並びに支払の時期及び方法は、知事と市長が協議して定めるものとする。

（収入の帰属）

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い県が徴収する使用料及び延滞金の収入は、市に帰属する。

（連絡会議）

第6条 知事は、必要と認めるとき又は市長から要請があったときは、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、市長との連絡会議を開くことができる。

(条例等の改正の場合の措置)

第7条 市長は、委託事務の管理及び執行について適用される市の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合は、あらかじめその改正の内容を知事に通知するものとする。

2 知事は、委託事務の管理及び執行について適用される県の規程等の全部又は一部が改正された場合は、直ちにその改正の内容を市長に通知するものとする。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、知事と市長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年1月1日から施行する。

理 由

千葉県と船橋市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議については、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第35号

市道の路線認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
60-139	松が丘二丁目 773-38	松が丘二丁目 773-53	6.00 6.00	125.55	
60-140	松が丘二丁目 773-13	松が丘二丁目 773-26	6.00 6.00	81.29	
合 計				206.84	

理 由

市道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第36号

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

15 令和元年12月の期末手当の額に限り、第5条第2項の規定にかかわらず、同月1日現在（辞職し、又は死亡した議長等にあっては、辞職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬月額に、当該額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の227.5を乗じて得た額に、同月1日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の非常勤特別職報酬条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の非常勤特別職報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の非常勤特別職報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与改定にならない、市長等の特別職の職員及び議長等の期末手当の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第37号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月18日提出

船橋市長 松戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第28条の4第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800

	36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300	524, 300
	37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000
	38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600
	39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000	526, 400
	40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600	527, 000
	41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500
	42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600	
	43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000	
	44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300	
	45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600	
	46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000		
	47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400		
	48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100		
	49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600		
	50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000		
	51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400		
	52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800		
	53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200		
	54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600		
	55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000		
	56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300		
	57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600		
	58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000		
	59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300		
	60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600		
	61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900		
	62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100			
	63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400			
	64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700			
	65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000			
	66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300			
	67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600			
	68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900			
	69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100			
	70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400			
	71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700			
	72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000			
	73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200			
	74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500			
	75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800			
	76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000			

77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600			
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600			
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800			
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
94		294, 900	342, 600					
95		295, 200	343, 100					
96		295, 600	343, 500					
97		295, 800	343, 700					
98		296, 100	344, 100					
99		296, 500	344, 500					
100		296, 900	344, 800					
101		297, 100	345, 100					
102		297, 400	345, 500					
103		297, 800	345, 900					
104		298, 100	346, 300					
105		298, 300	346, 800					
106		298, 600	347, 200					
107		299, 000	347, 600					
108		299, 300	348, 000					
109		299, 500	348, 500					
110		299, 900	348, 900					
111		300, 300	349, 200					
112		300, 600	349, 500					
113		300, 800	350, 000					
114		301, 000						
115		301, 300						
116		301, 700						

	117		301, 900							
	118		302, 100							
	119		302, 400							
	120		302, 700							
	121		303, 100							
	122		303, 300							
	123		303, 600							
	124		303, 900							
	125		304, 200							
再任用職員		135, 100	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	141,700	195,500	231,500	264,200	280,400
	2	142,800	197,300	233,100	266,000	282,400
	3	143,900	199,100	234,600	267,800	284,300
	4	145,000	200,900	236,200	269,900	286,200
	5	146,100	202,400	237,600	271,600	288,200
	6	147,200	204,200	239,300	273,400	290,100
	7	148,400	206,000	240,800	275,200	292,000
	8	149,500	207,800	242,400	277,200	293,800
	9	150,600	209,400	243,500	279,200	295,600
	10	151,700	211,200	245,000	281,200	297,600
	11	152,800	213,000	246,600	283,100	299,700
	12	153,900	214,800	247,900	285,000	301,700
	13	154,900	216,200	249,400	287,000	303,600
	14	156,300	218,000	250,800	288,900	305,700
	15	157,600	219,700	252,100	290,800	307,700
	16	158,900	221,500	253,500	292,600	309,800
	17	160,100	223,200	255,000	294,400	311,500
	18	161,600	224,900	256,500	296,400	313,600
	19	163,100	226,500	258,200	298,500	315,600
	20	164,700	228,100	260,000	300,500	317,600
	21	165,900	229,500	261,600	302,400	319,300
	22	167,400	231,200	263,300	304,500	321,300
	23	168,900	232,800	264,900	306,500	323,400
	24	170,400	234,400	266,500	308,600	325,500
	25	171,700	235,400	268,400	310,300	326,700
	26	174,400	236,900	270,200	312,400	328,700
	27	177,000	238,300	271,900	314,400	330,600
	28	179,600	239,500	273,600	316,400	332,700
	29	182,200	240,700	275,300	318,100	334,600
	30	183,900	241,900	277,000	320,100	336,500
	31	185,500	242,900	278,800	322,200	338,500
	32	187,200	244,100	280,300	324,300	340,400
	33	188,700	245,400	281,800	325,500	342,300
	34	190,400	246,400	283,700	327,500	344,200
	35	192,200	247,600	285,500	329,400	346,000

	36	193, 900	248, 900	287, 400	331, 500	347, 900
	37	195, 500	249, 800	289, 000	333, 400	349, 400
	38	196, 900	251, 100	290, 700	335, 300	350, 800
	39	198, 400	252, 300	292, 500	337, 300	352, 300
	40	199, 900	253, 600	294, 300	339, 200	353, 800
	41	201, 200	255, 000	295, 800	341, 100	355, 400
	42	202, 500	256, 400	297, 500	343, 000	356, 200
	43	203, 700	257, 600	299, 000	344, 800	357, 400
	44	205, 000	258, 800	300, 600	346, 700	358, 400
	45	206, 300	260, 000	302, 200	348, 200	359, 300
	46	207, 600	261, 200	303, 900	349, 600	360, 400
	47	208, 900	262, 500	305, 500	351, 100	361, 300
	48	210, 200	263, 600	307, 200	352, 600	362, 400
	49	211, 300	264, 700	308, 100	354, 200	363, 300
	50	212, 600	265, 800	309, 600	355, 000	364, 000
	51	213, 900	267, 100	311, 100	356, 200	364, 700
	52	215, 200	268, 400	312, 700	357, 200	365, 400
	53	216, 300	269, 400	314, 300	358, 100	365, 800
	54	217, 400	270, 500	315, 900	359, 200	366, 400
	55	218, 400	271, 800	317, 500	360, 100	367, 100
	56	219, 500	273, 100	319, 000	361, 200	367, 800
	57	220, 600	274, 000	320, 500	362, 100	368, 100
	58	221, 600	275, 000	321, 700	362, 800	368, 800
	59	222, 500	275, 900	322, 900	363, 500	369, 500
	60	223, 500	277, 000	324, 100	364, 200	370, 200
	61	223, 800	278, 100	324, 800	364, 600	370, 500
	62	224, 600	279, 100	325, 700	365, 200	371, 100
	63	225, 400	280, 000	326, 500	365, 900	371, 800
	64	226, 100	281, 000	327, 300	366, 600	372, 400
	65	226, 800	281, 500	328, 200	366, 900	372, 700
	66	227, 800	282, 400	328, 600	367, 600	373, 300
	67	228, 600	283, 100	329, 300	368, 300	374, 000
	68	229, 400	284, 000	330, 100	369, 000	374, 600
	69	230, 100	285, 000	330, 900	369, 300	375, 000
	70	230, 800	285, 800	331, 600	369, 900	375, 500
	71	231, 700	286, 600	332, 300	370, 600	376, 100
	72	232, 700	287, 400	333, 000	371, 200	376, 600
	73	233, 400	288, 200	333, 500	371, 500	377, 100
	74	234, 000	288, 700	334, 100	372, 100	377, 700
	75	234, 500	289, 100	334, 600	372, 800	378, 200
	76	235, 200	289, 600	335, 200	373, 400	378, 500

77	236, 000	289, 800	335, 500	373, 800	378, 900
78	236, 600	290, 100	336, 000	374, 300	379, 400
79	237, 200	290, 300	336, 400	374, 900	379, 800
80	237, 700	290, 700	336, 900	375, 400	380, 200
81	238, 400	290, 900	337, 300	375, 900	380, 600
82	239, 100	291, 100	337, 800	376, 500	381, 100
83	239, 800	291, 500	338, 300	377, 000	381, 500
84	240, 300	291, 800	338, 800	377, 300	381, 900
85	240, 800	292, 100	339, 100	377, 700	382, 300
86	241, 500	292, 400	339, 500	378, 200	382, 800
87	242, 200	292, 700	340, 000	378, 600	383, 200
88	242, 900	293, 100	340, 400	379, 000	383, 600
89	243, 500	293, 400	340, 700	379, 400	384, 000
90	244, 200	293, 800	341, 100	379, 900	384, 500
91	244, 900	294, 100	341, 600	380, 300	384, 900
92	245, 600	294, 500	342, 000	380, 700	385, 300
93	246, 100	294, 700	342, 200	381, 000	385, 700
94	246, 600	294, 900	342, 600		386, 200
95	246, 900	295, 200	343, 100		386, 600
96	247, 300	295, 600	343, 500		387, 000
97	247, 600	295, 800	343, 700		387, 400
98		296, 100	344, 100		387, 900
99		296, 500	344, 500		388, 300
100		296, 900	344, 800		388, 700
101		297, 100	345, 100		389, 100
102		297, 400	345, 500		389, 600
103		297, 800	345, 900		390, 000
104		298, 100	346, 300		390, 400
105		298, 300	346, 800		390, 800
106		298, 600	347, 200		391, 300
107		299, 000	347, 600		391, 700
108		299, 300	348, 000		392, 100
109		299, 500	348, 500		392, 500
110		299, 900	348, 900		
111		300, 300	349, 200		
112		300, 600	349, 500		
113		300, 800	350, 000		
114		301, 000			
115		301, 300			
116		301, 700			

	117		301, 900			
	118		302, 100			
	119		302, 400			
	120		302, 700			
	121		303, 100			
	122		303, 300			
	123		303, 600			
	124		303, 900			
	125		304, 200			
再任用職員		163, 600	184, 400	239, 100	252, 700	253, 600

備考 この表は、運転手、一般技能員及びこれらに準ずる技能的業務に従事する職員並びに用務員、作業員、給食調理員、介助員、事務補助員、理科実験事務員及びこれらに準ずる技労的業務に従事する職員に適用する。

別表第3

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	162,300	176,300	264,100	293,000	406,700
	2	163,800	178,400	266,600	295,600	408,200
	3	165,300	180,500	268,900	298,500	409,700
	4	166,800	182,700	271,200	300,900	411,200
	5	168,400	184,700	273,700	303,400	412,600
	6	170,400	186,900	276,100	305,700	414,000
	7	172,200	189,100	278,300	308,000	415,500
	8	174,000	191,300	280,500	310,400	417,100
	9	175,700	193,500	282,600	312,800	418,500
	10	177,900	196,300	284,900	315,200	419,900
	11	179,900	199,000	287,300	317,900	421,300
	12	181,900	201,700	289,400	320,800	422,600
	13	183,900	204,500	291,800	323,200	423,900
	14	186,100	206,200	293,800	325,100	425,300
	15	188,300	207,800	295,700	327,000	426,700
	16	190,500	209,500	297,700	329,100	428,100
	17	192,700	211,300	299,800	331,100	429,300
	18	195,400	212,900	302,200	333,300	430,600
	19	197,900	214,600	304,700	335,400	431,800
	20	200,400	216,200	307,400	337,400	433,100
	21	202,900	218,000	309,600	339,600	434,200
	22	204,600	219,900	312,000	341,500	435,400
	23	206,300	221,800	314,200	343,700	436,700
	24	208,000	223,700	316,800	345,800	438,000
	25	209,500	225,200	319,400	347,500	439,300
	26	210,900	227,200	321,700	349,300	440,500
	27	212,500	229,200	323,900	351,200	441,500
	28	214,000	231,200	326,000	353,100	442,600
	29	215,700	233,000	328,200	354,900	443,800
	30	217,400	235,700	329,900	356,700	444,600
	31	219,100	238,400	332,000	358,400	445,400
	32	220,800	241,100	334,000	360,300	446,300
	33	222,100	243,700	335,800	361,600	447,200
	34	223,800	246,500	337,900	363,300	447,700
	35	225,500	249,100	340,000	364,800	448,200

	36	227, 200	251, 800	342, 000	366, 600	448, 700
	37	228, 700	254, 300	344, 000	368, 500	449, 200
	38	230, 400	256, 700	345, 900	370, 000	449, 700
	39	232, 100	259, 200	347, 900	371, 300	450, 200
	40	233, 800	261, 500	349, 800	372, 900	450, 700
	41	235, 500	264, 000	351, 300	374, 000	451, 200
	42	237, 300	266, 400	353, 100	375, 400	451, 700
	43	239, 100	268, 600	354, 700	376, 800	452, 200
	44	240, 800	270, 800	356, 400	378, 300	452, 700
	45	242, 700	272, 800	358, 200	379, 700	453, 200
	46	244, 300	275, 000	359, 900	381, 300	453, 700
	47	245, 700	277, 200	361, 200	382, 900	454, 200
	48	247, 300	279, 100	362, 800	384, 400	454, 700
	49	248, 400	281, 300	364, 000	385, 800	455, 200
	50	249, 900	283, 200	365, 500	387, 300	
	51	251, 300	285, 100	367, 100	388, 800	
	52	252, 800	287, 100	368, 700	390, 200	
	53	253, 700	288, 700	370, 100	391, 400	
	54	255, 200	291, 000	371, 600	392, 700	
	55	256, 600	293, 300	373, 100	393, 800	
	56	257, 900	295, 800	374, 600	394, 900	
	57	258, 900	297, 700	376, 100	396, 300	
	58	260, 300	300, 100	377, 500	397, 500	
	59	261, 600	302, 300	378, 900	398, 700	
	60	262, 900	304, 900	380, 200	400, 000	
	61	264, 200	307, 200	381, 100	401, 200	
	62	265, 000	309, 600	382, 300	402, 200	
	63	266, 300	311, 900	383, 500	403, 600	
	64	267, 400	314, 100	384, 600	404, 900	
	65	268, 500	316, 300	385, 500	406, 100	
	66	270, 000	318, 300	386, 700	407, 200	
	67	271, 100	320, 300	387, 700	408, 400	
	68	272, 400	322, 300	388, 800	409, 500	
	69	274, 100	324, 200	390, 000	410, 500	
	70	275, 600	326, 300	391, 000	411, 700	
	71	276, 900	328, 400	392, 100	412, 900	
	72	278, 300	330, 400	393, 300	414, 100	
	73	279, 300	332, 500	394, 300	414, 700	
	74	280, 400	334, 600	395, 400	415, 500	
	75	281, 600	336, 800	396, 500	416, 200	
	76	282, 600	339, 000	397, 600	416, 700	

77	283, 800	340, 700	398, 500	417, 000
78	285, 000	342, 600	399, 400	417, 400
79	286, 200	344, 300	400, 400	417, 800
80	287, 400	346, 100	401, 400	418, 200
81	288, 600	347, 900	402, 200	418, 500
82	289, 600	349, 700	403, 000	418, 900
83	290, 800	351, 100	403, 700	419, 300
84	292, 000	352, 900	404, 500	419, 600
85	292, 900	354, 100	405, 200	419, 900
86	293, 900	355, 700	406, 000	420, 300
87	294, 600	357, 200	406, 700	420, 700
88	295, 600	358, 700	407, 400	421, 000
89	296, 600	360, 000	408, 000	421, 300
90	297, 500	361, 300	408, 700	421, 600
91	298, 400	362, 700	409, 200	421, 900
92	299, 200	364, 100	409, 900	422, 100
93	299, 500	365, 600	410, 300	422, 300
94	300, 300	366, 900	410, 700	422, 600
95	301, 000	368, 200	411, 000	422, 900
96	301, 800	369, 400	411, 300	423, 100
97	302, 600	370, 400	411, 600	423, 300
98	303, 400	371, 400	411, 900	423, 600
99	304, 200	372, 400	412, 200	423, 900
100	305, 000	373, 400	412, 400	424, 100
101	305, 900	374, 300	412, 600	424, 300
102	306, 400	375, 300	412, 900	
103	306, 900	376, 300	413, 200	
104	307, 400	377, 300	413, 400	
105	307, 600	378, 100	413, 600	
106	308, 000	379, 000	413, 900	
107	308, 300	379, 900	414, 200	
108	308, 600	380, 900	414, 400	
109	308, 800	381, 700	414, 600	
110	309, 000	382, 700		
111	309, 300	383, 700		
112	309, 600	384, 700		
113	309, 800	385, 300		
114	310, 000	386, 200		
115	310, 200	387, 100		
116	310, 500	388, 000		

117	310, 800	388, 800	
118	311, 100	389, 500	
119	311, 400	390, 300	
120	311, 700	391, 100	
121	311, 900	391, 700	
122	312, 100	392, 500	
123	312, 300	393, 200	
124	312, 600	393, 900	
125	312, 900	394, 500	
126	313, 100	395, 200	
127	313, 300	395, 700	
128	313, 600	396, 300	
129	313, 800	397, 000	
130	314, 000	397, 600	
131	314, 300	398, 100	
132	314, 600	398, 600	
133	314, 800	398, 900	
134	315, 000	399, 200	
135	315, 300	399, 500	
136	315, 600	399, 800	
137	315, 800	400, 100	
138	316, 000	400, 400	
139	316, 300	400, 700	
140	316, 600	401, 000	
141	316, 800	401, 300	
142	317, 000	401, 600	
143	317, 300	401, 900	
144	317, 600	402, 200	
145	317, 800	402, 400	
146	318, 000	402, 700	
147	318, 300	403, 000	
148	318, 600	403, 200	
149	318, 800	403, 400	
150	319, 000	403, 700	
151	319, 300	404, 000	
152	319, 600	404, 200	
153	319, 800	404, 400	
154	320, 000	404, 700	
155	320, 300	405, 000	
156	320, 600	405, 200	
157	320, 800	405, 400	

	158	321, 000	405, 700			
	159	321, 300	406, 000			
	160	321, 600	406, 200			
	161	321, 800	406, 400			
再任用職員		227, 500	271, 100	298, 100	324, 400	405, 200

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校の高等部に勤務する実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 249,800	円 335,000	円 399,000	円 471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700

	36	360, 200	426, 600	480, 900	540, 500
	37	362, 400	428, 500	483, 000	542, 100
	38	364, 800	430, 500	484, 800	543, 700
	39	367, 000	432, 400	486, 600	545, 100
	40	369, 000	434, 400	488, 400	546, 700
	41	371, 300	436, 200	490, 100	548, 200
	42	372, 500	438, 000	491, 900	549, 600
	43	373, 900	439, 700	493, 700	551, 000
	44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
	45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
	46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
	47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
	48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
	49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
	50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
	51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
	52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
	53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
	54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
	55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
	56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
	57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
	58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
	59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
	60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
	61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
	62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
	63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
	64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
	65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
	66		469, 700	521, 400	
	67		470, 400	522, 100	
	68		471, 000	523, 000	
	69		471, 300	523, 900	
	70		472, 000	524, 700	
	71		472, 700	525, 600	
	72		473, 400	526, 500	
	73		473, 800	527, 300	
	74		474, 400	528, 200	
	75		475, 100	529, 100	
	76		475, 800	529, 800	

			476, 200	530, 600	
77			476, 800	531, 500	
78			477, 400	532, 400	
79			477, 900	533, 300	
80					
81			478, 500	534, 100	
82			479, 000	535, 000	
83			479, 500	535, 900	
84			480, 000	536, 800	
85			480, 400	537, 600	
86			481, 000	538, 500	
87			481, 400	539, 400	
88			481, 900	540, 300	
89			482, 400	541, 100	
90			483, 000		
91			483, 600		
92			484, 000		
93			484, 500		
94			485, 100		
95			485, 700		
96			486, 300		
97			486, 800		
再任用職員		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000

備考 この表は、保健所に勤務する医師に適用する。

別表第5

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100

	36	221, 600	247, 500	280, 800	307, 000	343, 000	397, 800	442, 500
	37	222, 700	248, 400	282, 400	308, 300	344, 700	399, 400	443, 600
	38	224, 100	249, 500	283, 600	309, 700	346, 300	401, 100	444, 900
	39	225, 400	250, 400	285, 000	311, 100	347, 800	402, 900	446, 200
	40	226, 800	251, 500	286, 200	312, 700	349, 400	404, 700	447, 600
	41	227, 700	251, 900	287, 500	314, 200	350, 600	406, 200	448, 600
	42	229, 100	252, 800	289, 000	315, 600	352, 100	407, 700	449, 300
	43	230, 500	253, 700	290, 500	317, 000	353, 600	409, 200	450, 100
	44	231, 900	254, 400	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500	450, 700
	45	233, 100	255, 200	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600	451, 600
	46	234, 500	256, 100	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700	452, 300
	47	235, 800	257, 000	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800	453, 100
	48	237, 100	258, 000	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000	453, 900
	49	238, 100	259, 000	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300	454, 600
	50	239, 200	260, 000	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400	455, 300
	51	240, 200	261, 200	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600	456, 000
	52	241, 300	262, 400	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700	456, 800
	53	242, 200	263, 500	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900	457, 600
	54	243, 300	264, 900	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900	458, 400
	55	244, 200	266, 200	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000	459, 100
	56	245, 200	267, 500	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100	459, 800
	57	245, 900	269, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200	460, 600
	58	246, 900	270, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700	
	59	247, 600	271, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300	
	60	248, 400	273, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700	
	61	249, 200	274, 700	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300	
	62	250, 200	276, 000	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800	
	63	251, 000	277, 400	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200	
	64	252, 000	278, 500	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700	
	65	252, 900	279, 900	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300	
	66	253, 700	281, 400	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700	
	67	254, 800	282, 900	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000	
	68	255, 700	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300	
	69	256, 500	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700	
	70	257, 500	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000		
	71	258, 400	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700		
	72	259, 400	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300		
	73	260, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000		
	74	262, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500		
	75	263, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100		
	76	264, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600		

77	265, 300	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	
78	266, 300	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	
79	267, 500	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	
80	268, 500	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	
81	269, 400	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	
82	270, 400	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
83	271, 500	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
84	272, 600	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
85	273, 400	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
86	274, 300	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400		
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800		
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100		
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700		
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200		
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700		
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200		
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800		
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300		
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800		
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200		
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800		
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300		
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800		
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300		
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900		
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300		
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800		
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300		
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900		
114	293, 700	324, 900	357, 700			
115	294, 100	325, 300	358, 200			
116	294, 400	325, 600	358, 600			

117	294, 700	325, 800	359, 000			
118	295, 000	326, 100	359, 400			
119	295, 300	326, 500	359, 900			
120	295, 700	326, 700	360, 400			
121	296, 000	326, 900	360, 800			
122	296, 400	327, 200	361, 300			
123	296, 700	327, 500	361, 800			
124	297, 100	327, 800	362, 300			
125	297, 300	328, 000	362, 600			
126	297, 500	328, 300				
127	297, 800	328, 700				
128	298, 200	328, 900				
129	298, 400	329, 100				
130	298, 700	329, 300				
131	299, 100	329, 700				
132	299, 500	329, 900				
133	299, 700	330, 200				
134	300, 000	330, 600				
135	300, 400	331, 000				
136	300, 700	331, 400				
137	300, 900	331, 700				
138	301, 200	332, 100				
139	301, 600	332, 500				
140	301, 900	332, 900				
141	302, 100	333, 200				
142	302, 500	333, 600				
143	302, 900	333, 900				
144	303, 200	334, 300				
145	303, 400	334, 600				
146	303, 600	335, 000				
147	303, 900	335, 400				
148	304, 300	335, 800				
149	304, 500	336, 100				
150	304, 700	336, 500				
151	305, 000	336, 900				
152	305, 300	337, 300				
153	305, 700	337, 600				
154	305, 900					
155	306, 100					
156	306, 400					
157	306, 700					

	158	307, 000						
	159	307, 300						
	160	307, 600						
	161	308, 000						
	162	308, 300						
	163	308, 600						
	164	308, 900						
	165	309, 300						
	166	309, 600						
	167	309, 900						
	168	310, 200						
	169	310, 600						
再任用職員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

備考 この表は、看護専門学校に勤務する教員に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年船橋市条例第5号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成24年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。（一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 5 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。
附則第4項の前の見出し並びに第6項及び第7項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

理 由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、一般職の職員の給与について改定等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。